

次期消費者委員会への要望

平成25年8月27日
食品表示部会

食品表示法が、本年6月に成立・公布されたことを受けて、新たな表示基準の策定等にあたっては、消費者庁の諮問を受けて、下記のとおり、十分な調査・審議をしていただきたい。

記

1. 調査・審議にあたっては、必要に応じて、食品表示部会の下に調査会または調査会に準ずる審議の場を設置すること。
2. 今後の検討課題になっている食品表示の問題については、消費者庁との連携の下、可能なものから、速やかに調査・審議を進めていくこと。

以上